

サルタントとソーシャルワーカーはそこを離れ、親族たちは専門職を除いて話し合った。このことは家族が私的に、課題解決の方法を議論する機会をもつべきであることを意味している。しかしながらソーシャルワーカーにとってこうした過程は馴染みがなかった。コンサルタントはマオリ族社会で親族が集まって課題を解決することを説明した。時間が過ぎ、ソーシャルワーカーは親族が質問するたびに呼び出され、再び退席した。スーザンはおじとおばのもとで生活し、おばが後見人になるよう法的手続きを行い、必要な支援サービスとそれへのアクセス方法について取り決めがなされた。その決定には母親とその姉妹への物理的支援と精神的支援も含まれ、親族はワーカーと利用可能なサービスについて交渉した。計画は記述され、ワーカーは決定内容と計画内容のコピーを家族全員に渡すことにした。コンサルタントはマオリ語と英語とで会議を締めくくった。そして全員でお茶を飲んで終了した。

・考察

この事例における親族の意思決定への参画過程は、その後導入されたFGC過程に酷似している。マオリ族の伝統的な文化ストレンクスと言える家族の力を活用するために、家族ミーティングを開催した事例である。マオリ族特有の集会所（マラエ=marae）で開催される話し合いファイ（hui）をイメージさせる。

まず家族や親族の立場を尊重するさまざまな工夫がなされている。すなわちミーティングの開催場所を児童保護機関と多くの親族が住んでいる場所との中間位置とし、コミュニティ会館のような中立的な場で行われた。また白人ソーシャルワーカーにはマオリ族文化に精通しているコンサルタントを配置した。さらに会議開始前にマオリ語でのお祈りで開始している。

子どもの安全保障のために、当初専門職主導によるアセスメントおよび家族への介入がなされ、子どもの分離が行われているが、その後の子どもの養育については家族にその意思決定権を委ねている。また徹底して親族の力を活用している。実父をも呼び寄せ、ミーティングへの参画を実現している。

「あなたたちはここを離れるべきだ。ここにあなた方はいてほしくない」という家族の発言を尊重して、専門職は家族の話し合いの場から退いた。そして家族ミーティングで疑問が出てくるたびに、ソーシャルワーカーは家族に呼び出された。ここでの専門職はそれまでの専門職主導の実践と対極にあるスタンスをとっている。こうした実践の積み重ねがFGCの導入につながっている。家族の意向を尊重し、それまで専門職が保持していた権限をラディカルに家族に委譲し、家族本来がもっている潜在的な課題解決能力の引き出しを徹底的に追求した実践である。本事例からは専門職の重要な役割として、当初の子どもの安全確保およびその後の家族の意思決定能力の促進があげられる。

6.FGCの評価

- ① 家族の思い・・・「恥と無力感から、誇りと有用感に」・・・自尊感情の回復
- ② 再虐待予防・・・家族内虐待事実の開示→家族が子どもの養育に向けた知識とネットワークを活用することによる再虐待の予防効果、家族内秘密の社会化
- ③ より適切な意思決定過程
- ④ 親族里親の増加
- ⑤ 専門家役割の再編成
- ⑥ 余裕のなさやパターンリズム
- ⑦ ジェンダーからの評価
- ⑧ 文化差を超えた普遍的価値
- ⑨ 子どもの意向の尊重・・・子どもの出席→権利、意思決定に必要演出効果、他者の気持ちを知る
- 10. safety・permanency・well-beingの提供
- 11. 財政的效果

24

6.FGCの評価

- ① 家族の思い・・・「恥と無力感から、誇りと有用感に」・・・自尊感情の回復
- ② 家族の社会化・・・家族内虐待事実の開示→家族が子どもの養育に向けた知識とネットワークを活用することによる再虐待の予防効果、家族内秘密の公開、家族の民主化
- ③ より適切な意思決定過程
 - ・ 家族の意思決定への参画は、専門家による家族への誤ったかかわりの防止に寄与
 - ・ 虐待を生み出した家族も養育計画を立てることに関与
- ④ 親族里親の増加
 - CP.我が国における親族里親制度
- ⑤ 専門家役割の再編成
 - ・ 意思決定を支援
 - ・ 家族、親族、地域の人、文化ストレンクスを活かす・・・家族との協働
- ⑥ 余裕のなさやパターンリズム
 - 「多くのワーカーが指摘した最も大きな障害は時間的制約である。親族を捜すのに時間を要する。ときに両親さえみつからないことがある。みつけても親族を評価し、報告書を書き、子どもの学校における記録をみたりしなければならぬ。養育に関する複雑な仕事がたくさんある。非親族措置の方が手続き上ずっと容易である。非親族の里親は研修も受けているので特別な評価も必要ない。それに比べ親族里親は手続き上時間を要する。親族を子どもにとって安全かどうかについて評価しなければならないからである(Gundersen 2004:1-2)」
- ⑦ ジェンダーからの評価
 - ・ 養育役割・・・出席者に反映→インフォーマル資源力
 - ・ 女性の意思決定への参画の促進
- ⑧ 文化差を超えた普遍的価値
 - ・ 人間の本質に基づいた実践

2.導入に際しての課題

課題に関しては5つに分類できた。分類はしているが、項目間の相互関連性が強い。すなわち「1.当事者意識」「2.運営」「3.当事者の能力」「4.文化」における各記述は「5.専門性」に反映される事柄であると言える。

①当事者意識

- ・ 無関心な家族や親族の協力を得ること
- ・ 当事者の問題意識の醸成
- ・ 当事者の参画に向けた動機付け

②運営

- ・ 出席のための経済的支援
- ・ FGC開催に向けた児童相談所の強制力
- ・ 地域内でのサービスの確保
- ・ 子どもの出席のあり方
- ・ 専門職同士の考え方を統一するための十分な話し合い
- ・ 関係者の時間的都合を合わせる
- ・ 児童相談所の時間的余裕
- ・ 養育計画実施の保障
- ・ 親の参加を促すための仕組み
- ・ 人的資源の確保

③当事者の能力

- ・ 当事者のコミュニケーションの問題
- ・ 法的枠組みがない中で家族だけで建設的話し合いが困難なこと

④文化

- ・ 世間体意識が強く課題を親族に報せることに躊躇する風土
- ・ 自己決定に馴染まない文化
- ・ 閉鎖的な家族文化

⑤専門性

- ・ 家族が参画する動機付けを維持すること
- ・ 子ども意向の尊重のあり方
- ・ 親のストレングスに焦点化した対話スキル
- ・ コーディネーターの能力
- ・ 当事者の主体的取り組みの促進
- ・ 閉ざされた家族を開くこと
- ・ 家族が互いの立場を尊重し、権利主張できるようにすること
- ・ リスク・ベースドに基づいたアプローチと当事者主体の実践の統合
- ・ スtrenグスへの認識
- ・ 個人情報保護意識と情報の共有意識の統合
- ・ 親族で養育を共有するという視点

3.課題への取り組み

課題への取り組みに関しては、6つに分類できた。

①法律改正・実施要綱等における規定

- ・ 個人情報保護や守秘義務規定に関する規定
- ・ FGCにおける決定事項の有効性とその責任所在に関する規定
- ・ 親族里親規定の緩和

- ・ コーディネーターの権限に関する規定
- ・ 一定のケースに対し、FGCへの参加を義務付ける規定

②司法の関与

- ・ 司法機関による介入
- ・ 家族や親族をFGCに参加させるための何らかの強制力

③財政的支援

- ・ 交通費、宿泊費、FGC開催時の軽食、研修等の経済的支援

④FGC開催機関

- ・ NPOのような別組織が児童相談所や家庭裁判所と協力してケースにあたる
- ・ コーディネーターは児童相談所以外のより中立的機関に所属する
- ・ 親の反発を考慮して児童相談所以外の機関がFGCを担う
- ・ 市町村レベルでの実施も可能にすること

⑤支援体制の保障

- ・ 多様な出席のあり方（手紙、声の録音、ビデオ、スピーカー付き電話等）の尊重
- ・ 被害者支援者の確保
- ・ FGCに関する理解が当事者にとって容易な情報提供

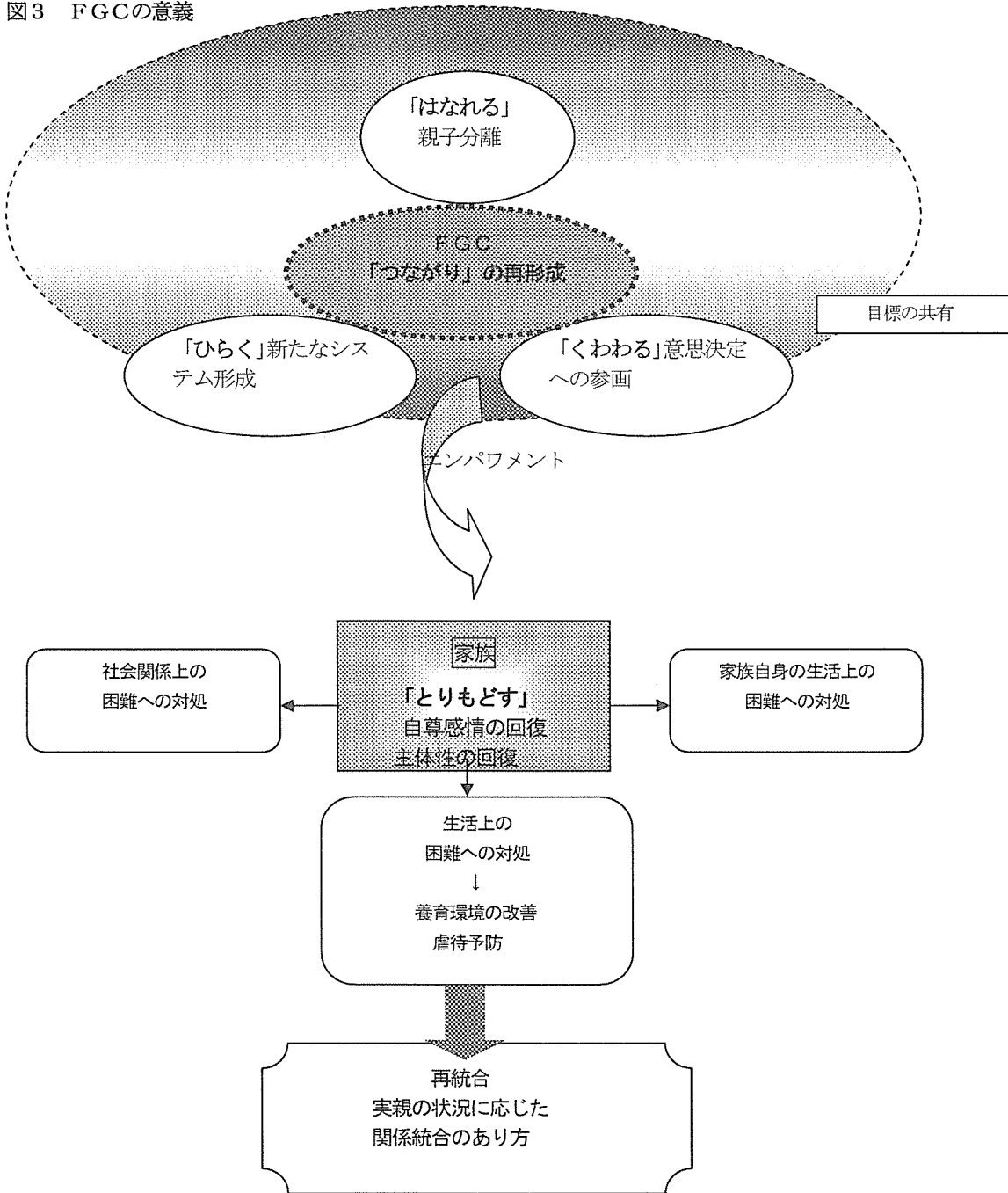
⑥研修の実施

- ・ 児童福祉司のスキル向上を目的とした研修体制の確保
- ・ コーディネーターの養成研修のあり方

我が国における可能性

・ 参画要件・・・①子どもの安全が確保されていること、②当事者が自らの養育行動に問題意識と改善意欲をもっていること、③インフォーマル資源の活用が可能なこと、という見方がある一方で、「深刻なケースだからこそ、保護者だけでなく多くの人の援助が必要である。虐待していた事実が親族で共有されるからこそ、保護者への支援の必要性が受け入れられる。場合によっては、28条の措置とFGC開催との選択を迫ったり、FGCで決定された事項を条件に、28条を取り下げるといったことも考えられよう。子どもの保護に抗議していた保護者にFGCを提案することで、児童相談所としては、その抗議をかわすことも可能ではないだろうか。」という見方もある。

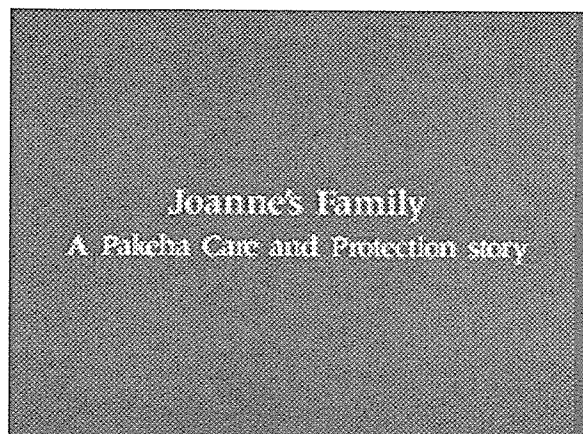
図3 FGCの意義



講習会にて使用したビデオ

継父による性的虐待の事例

1



事例の概要：ジョアンは、実母と継父の3名で構成される家庭で生活しているが、継父より性的虐待がなされた。ジョアンは性的虐待を受けたことを誰にも言えず、苦しんでいた。

3. ソーシャルワーカーの家庭訪問①



ソーシャルワーカーが、ジョアンの家を訪ねたが、母親はソーシャルワーカーの訪問を拒否した。

2. 虐待の発見



学校のガイダンスカウンセラーが、ジョアンの様子がおかしいのに気づき、相談を聞いた。その結果、義父から性的虐待があったことが判明した。

4. コーディネーターの家庭訪問①



コーディネーターが、ジョアンが保護されている祖母宅に訪問し、ファミリーグループカンファレンスについて説明をする。

5. コーディネーターの家庭訪問②



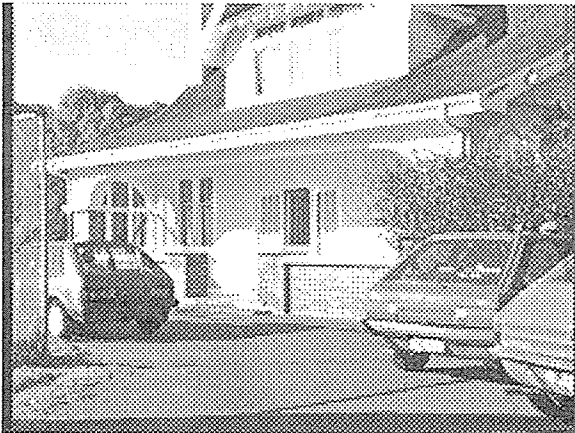
ジョアンと祖母は、説明を受けた後、ジョアンが性的虐待を行なった継父と顔を合わせるのを嫌ったことから、祖母が手紙を代読するということでジョアンの意思をカンファレンスに反映させることとした。

7



ファミリーグループカンファレンスの前には、雰囲気づくりのために、アイスブレイクを行なう。ここでは、最近のお互いの近況などが話される。

6. ファミリーグループカンファレンス1回目



ファミリーグループカンファレンスの会場として、自宅でもソーシャルワーカーの事務所でもなく、中立的な場所が選定された。

8

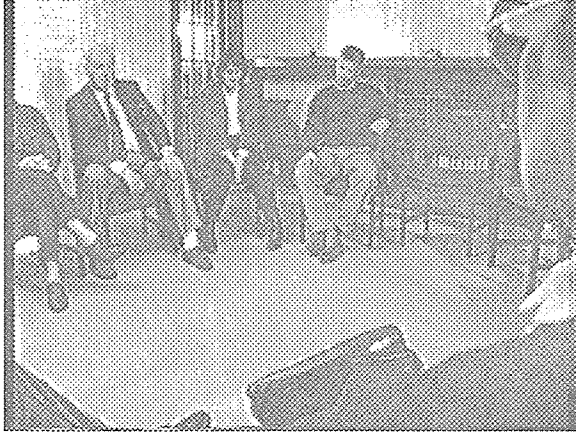


実際に、親族が集まってファミリーグループカンファレンスが始まる。まず、自己紹介が行われ、コーディネーター、ソーシャルワーカー、親族に加え、ジョアンの性的虐待に気付いた学校のガイダンスカウンセラーや、警察（少年サポート、警察のソーシャルワーカー）が参画した。

次に、コーディネーターが、ファミリーグループカンファレンスの目的や法的な位置づけを説明する。特に子どもの最善の利益について話し合うことや、そのために加害者を審判する場ではないことを説明する。

一通り説明を終えた後、コーディネーターとソーシャルワーカーなどの親族以外の専門職は退席する。

9. 家族だけの会議



その後、親族だけでジョアンの最善の利益を守るための養育のあり方（場所、誰が養育するのか）などについて、話し合いが行なわれた。

11



母親は継父の性的虐待をやっていないという言葉信じており、性的虐待の事実を認めようとしなかった。

10



審判の場ではないということになっていたのだが、ジョアンの実父（実母と離婚後、別な家庭を持つ）も参画し、養育をしており、かつ継父の性的虐待を防げなかったということで母親を責めた。

12



祖母は、ジョアンからの手紙を代読し、性的虐待を行なった継父とは一緒に暮らしたくないという意向が伝えられた。

13



話を進める中で、親族の中で、ある女性が話し合いのキーパーソンとなった。

15



コーディネーター、ソーシャルワーカーをはじめとして、退席していた専門職が戻り、親族だけでの話し合いの結果を聞き、ファミリーグループカンファレンスでは、うまく話がまとまらなかった旨を伝えられる。

14



しかし、親族の中での話し合いは、実母が雰囲気にならず退席し、継父がそれを追うことで、うまく進まなくなり、退席していた専門職を呼ぶ。

16. 家庭裁判所の審判



ファミリーグループカンファレンスがうまくいかなかったため、家庭裁判所の審判を受けることとなった。その結果、再びファミリーグループカンファレンスを開き、話し合いをすることとなった。

この頃には、実母も性的虐待は実際にあったのではないかと考えるようになってきた。

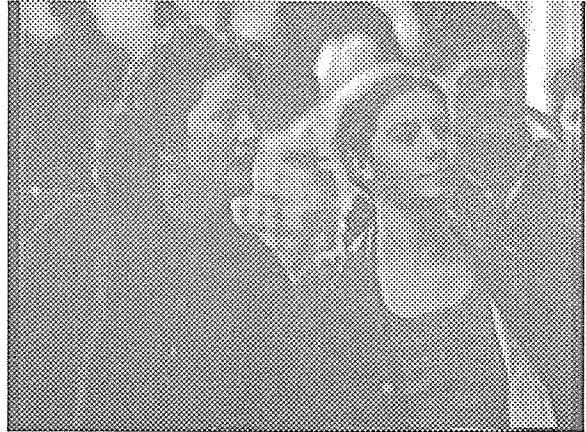
17.2 度目のファミリーグループカンファレンス



再度、開催したファミリーグループカンファレンスにおいて、実母から継父が性的虐待を認めたことが話された。ここで、ジョアンの希望どおり、継父が暮らす実家ではなく、親族の家で生活することが話し合われ、承認が得られた。

また、母親もカウンセリングを受けることがソーシャルワーカーから提案されるなど、社会的な資源が紹介され、家庭全体への援助の枠組みが整えられた。

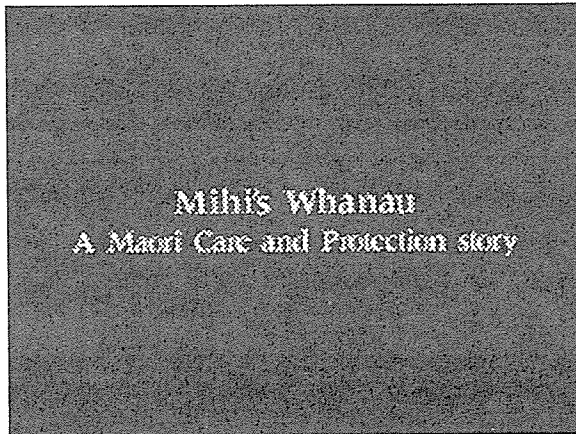
18. 街中を歩くジョアンと実母



ファミリーグループカンファレンスの結果、居所は異なることとなったが、実母とジョアンの関係性は改善した。

先住民族（マオリ族）のネグレクトの事例

1



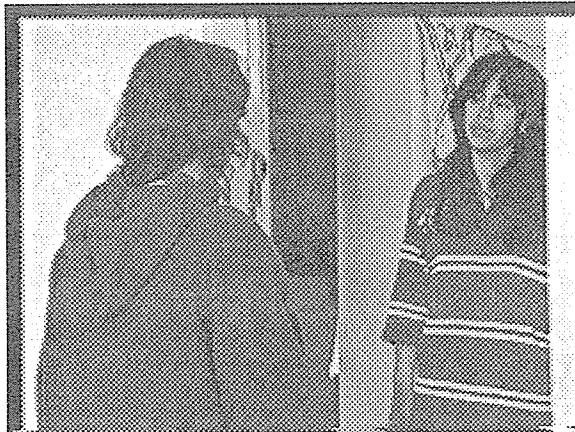
事例の概要：ミヒは、離婚し、母親だけで子どもを育てていた。以前、子どもを分離しない段階での援助の方針について検討するファミリーミーティングを行なったが、アルコール依存症で、子どもを置いて3日間家を空けたことから、子どもは姉の家に保護されている。

3



ソーシャルワーカーは、ファミリーグループカンファレンス（ファナウ）で話し合いをするため、ファミリーグループカンファレンスのコーディネーターへ引き継ぐことを伝えた。

2. ソーシャルワーカーの訪問



ソーシャルワーカーがミヒを訪ねた。

4. コーディネーターの実母の姉宅への訪問



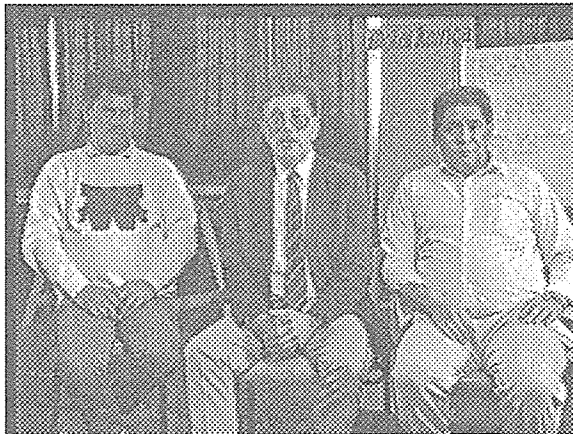
ファミリーグループカンファレンスのコーディネーターが子どもを保護しており、かつキーパーソンとなるであろう姉を訪ねて、状況とファミリーグループカンファレンスの進行について説明した。

5



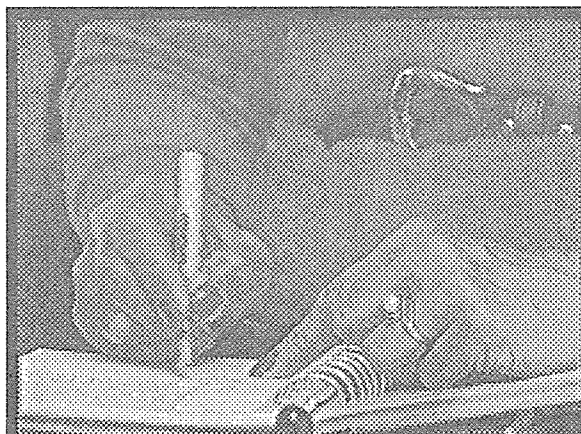
姉からは、子どもの状況と親族が集まることについて、金銭的な援助が必要なことなど、ファミリーグループカンファレンスを進めるにあたっての質問と要望が伝えられる。

7. ファミリーグループカンファレンスの開始



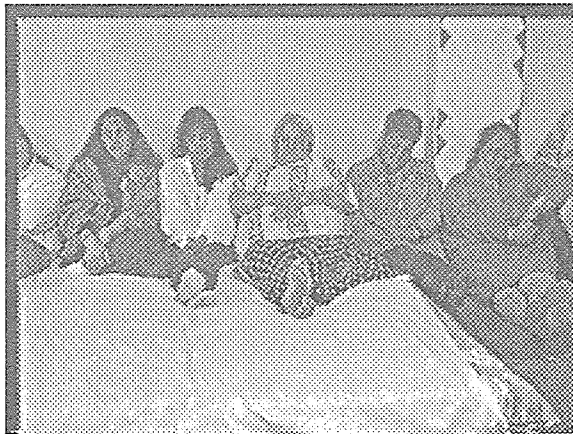
文化的な側面を重視するため、同じ文化的背景を持つ地域のソーシャルワーカー、祈祷師、親族の集まりで演奏する演奏者が参加し、ファミリーグループカンファレンスが始まった。

6



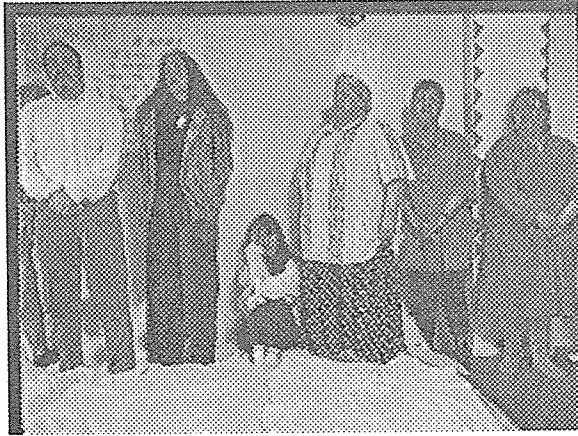
コーディネーターは要望について、記録をとった。

8



まず、祈祷師により親族の集まりの際に必ず行なわれる、祈りの儀式を行なった。

9



同様に、親族が集まる際に歌う、歌を唄った。

11



ファミリーグループカンファレンスに出席する、ミヒのアルコール治療プログラムのカウンセラー、担当のソーシャルワーカー、子どもの通う学校の校長が紹介された。

10



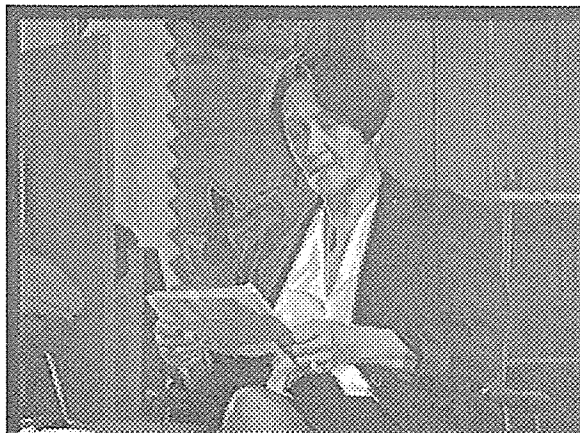
コーディネーターより、ファミリーグループカンファレンスの説明が行なわれた。特に、ファミリーグループカンファレンスの目的が、子どもの最善の利益と、これからどこでどのように子どもが養育されるかについて考える場であることが説明された。

12



アルコール治療プログラムのカウンセラーより、ミヒのプログラム受講がうまくいかなかったことが説明された。

13



また、親族の1人からの手紙がコーディネータによって読み上げられた。

15. 親族だけの話し合い



親族だけでの話し合いが行われた。

14



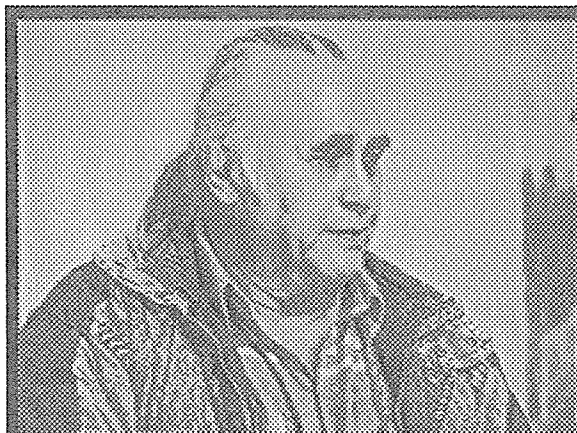
司会役の祈祷師より、質問があればするように促された。親族の間から出た、いくつかの質問に関して、やり取りが行われた。
その後、親族以外のコーディネーター、ソーシャルワーカー等が退席した。

16



親族だけでの話し合いがまとまったため、親族のひとりが、待機していた専門職などを呼びに行った。

17. 親族の作った援助計画の説明



親族だけの話し合いで決まった内容について、親族の1人から専門職等に説明がなされ、ミヒが滞在型のアルコール依存治療プログラムを受講し、その間、子育て経験のあるミヒのおばが子どもたちの面倒をみることになった。

19. 親族のサポート



子どもたちと離れての治療プログラムを悲しく思うミヒを、姉はしっかりと抱きしめていた。

18. ミヒの宣言



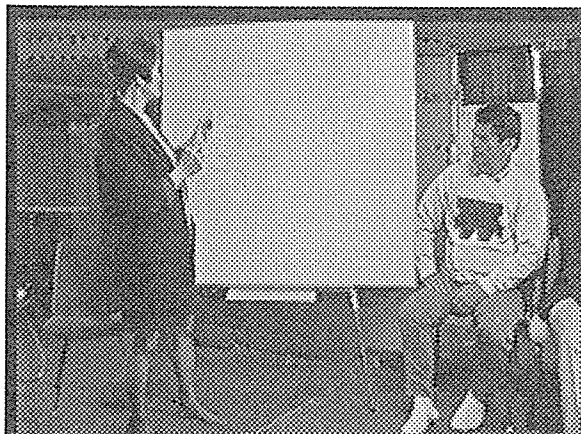
ミヒは、自らアルコール依存症治療プログラムを受けることを宣言した。

20. ソーシャルワーカーの承認



ソーシャルワーカーは、親族で話し合った結果について、懸案となっている点が解消されているということで、賛成した。

21. プラン作成



その後、コーディネータが主導して、今後の
養育計画とミヒの治療プログラムについて、具
体的な計画に練り上げた。

23



ミヒも親族に支えられていることを実感し、ま
た今後の見通しがたったことにより、自信を取
り戻し、笑顔が戻った。

22



会議が終り、親族の集まりの際に、最後に唄う
伝統的な歌を唄った。

24



また、同様に伝統的な祈りを行なった。



最後に、ファミリーグループカンファレンスに参加した親族は、スキンシップをおこなってファミリーグループカンファレンスが終了した。

作成した研究計画

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）研究計画

1. 研究組織

研究者名	研究内容	所属機関
高橋重宏	ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究	日本子ども家庭総合研究所
本間博彰	子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究	宮城県子ども総合センター
小野善郎	子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究	和歌山県子ども・障害者相談センター
岡本 正子	性的虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する研究	大阪教育大学教育学部

2. 研究の要約（200 字）

児童虐待対応件数が深刻な社会問題として認知されて久しい中で、従来の児童相談所のみで行ってきた援助では限界を迎えている。児童相談所だけでなく公的、非公的な資源を最大限活用し、数多くの国で採用されているファミリーグループカンファレンスの日本の児童相談所、児童養護施設、市町村での有効適用・開発を主軸とする。また、枠組みを有効化するために、精神保健分野、法律分野の役割と有効性についても検討を加える。

3. 研究の概要

本研究は、平成 18 年度の政策科学推進研究事業プロジェクト提案型研究として採用され、1 年間雇用均等・児童家庭局の太田和男専門官にアドバイスをいただきながら、平成 19 年度の研究方針、研究方法について検討してきた。また、研究者だけでなく、実際に現場で実践を行っている児童福祉司等に周知すると共に、その有効性について密度の濃い議論を重ねてきた。

児童虐待問題が社会的問題と認知されて久しい中、日本での子ども虐待への対応は、保護、及びリスクアセスメントに焦点をおき、児童相談所がほとんどの役割を集中して担う形で発展してきた。近年では、子どもを被虐待環境から保護する援助開始期だけでなく、家族再統合など終結に向けた援助も重要視されてきたが、その具体的な援助、特に家族再統合後の枠組みについては未だに暗中模索の状態である。現実へ目を向けると、児童虐待ケースの増加から、どうしても初期対応に手が取られてしまい、ファミリープリザベーション、つまり子どもの分離を伴わないレベルの問題への家族維持、それから子どもを家族から分離した後での家族再統合へ十分力が割けない現状となっている。また、児童福祉法等の改正により、市町村が一義的な児童相談を担うこととなり、さらにその枠組みを強化するために地域の機関が一堂に会する要保護児童対策地域協議会が法制度化されたが、それらを有機的に活用できる援助方法も未だに十分とは言えない。従って、本研究班では、従来の児童相談所のみでの主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、

子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成や、その後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系を構築し、公的・非公的な資源を最大限活用しながら援助を行う枠組みとして、ニュージーランドで開発され、アメリカ、カナダ、イギリスをはじめとする、数多くの国で採用されているファミリーグループカンファレンスに着目し、日本での児童相談所、区市町村、あるいは養護施設といった援助を行う機関における実践モデルの開発を行う。更に、その有効性を高めるために、援助枠組みに参画する公的・非公的資源の有効性と機能強化について研究する。

具体的な研究枠組みとしては、主任研究者の高橋重宏を中心とした、①「ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」を全体の主軸とし、児童相談所、児童養護施設、市町村における実践モデルについて、日本で有効適応できる援助局面やその方法及びシステムについて議論し、具体的な事例での適用を行いながら検討する。研究協力者の中には、子ども家庭福祉領域の研究者だけでなく、児童相談所長、児童福祉司、市町村の窓口担当者等が参画する。研究者の中には、現場での実践経験があるもの、及びニュージーランド等で実際にファミリーグループカンファレンスに参加した研究者も含まれる。最終的には、児童相談所、市町村、児童養護施設における実践モデルを確立すると共に、現場での普及のための教育プログラムや教育ツールの作成・検討・開発を行う。

平成 18 年度のプロジェクト提案型研究を進める中でも、現場での適用に際して問題となるいくつかの典型例が浮かび上がってきた。特に、精神障害を伴った事例と、現状で法的枠組や具体的な援助方法が模索されている性的虐待については議論が集中した。従って、これらの問題には①と連動する形で3つの分担班をおく。まず、②「子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究」(分担研究者:本間博彰)では、精神保健クリニックの援助枠組みへの参画における有効性と、機能強化について検討する。さらに、③「子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究」(分担研究者:小野善郎)では、②より更に広い枠組みで地域における精神保健システムを、システム・オブ・ケアの概念で、子ども家庭福祉領域だけでなく、保健・医療・教育・司法などとの連繋も視野に入れた包括的枠組で検討する。最後に、虐待の4類型の中では、特に問題解決が難しく、また日本で援助方法の確立が進んでいない性的虐待については、現実的にニーズへ早期、及び重点的に対応が不足しており、児童養護施設等に保護した後も性化行動等の問題発生など、具体的な対応の難しさが報告されている。従って、性的虐待については、他の虐待の類型とは、別な枠組みで検討することが必要と思われる。従って、④「性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケア、及び援助枠組みに関する研究」(分担研究者:岡本正子)では、ファミリーグループカンファレンス活用において、性的虐待を受けた子どもの持つ特別なニーズに対して、中長期的な援助の方法論確立とケア及び援助枠組みの構築についてのガイドライン作成を行う。②～④の分担班の成果は、①での検討に順次取り入れ、最終的に①の日本版ファミリーグループカンファレンス実践モデルや教育プログラムに反映すると共に、必要な提言を行う材料とする。

4.研究の目的、必要性及び期待される成果

①研究の必要性

児童虐待問題が社会的問題と認知されて久しい。厚生労働省が統計を取り出した 1990 年代から、児童虐待対応ケース数は上昇し、現在では年 30,000 件を超え、その深刻度は増すばかりである。そういった背景の中で、日本における児童虐待への対応は、保護、及びリスクアセスメントに焦点が置かれ、かつ児童相談所がほとんどの役割を集中して担う形で発展してきた。近年では、子どもを被虐待環境から保護する援助開始期だけでなく、家族再統合など終結局面における援助も重要視されるようになってきた。しかし、その枠組みについては未だに暗中模索の状態である。現実へ目を向けてみても、新聞報道等でも児童相談所の対応について社会的な関心や批判が向けられ、児童虐待ケースの増加から、どうしても初期対応に手が取られてしまう現状がある。従って、ファミリープリザベーション、つまり子どもの分離を伴わないレベルの問題への家族維持や子どもを家族から分離した後での家族再統合へ十分力が割けない現状となっている。更に地域における親の治療や虐待を受けた子どもへの精神保健等のサービスについても十分とは言えない。

虐待対応の先進諸外国では、地域コミュニティを基盤としたコミュニティ・ベースド・モデルが虐待の早期発見・予防から援助に到るまで有効性を発揮している。日本でも、児童福祉法等の改正により、市町村が一義的な児童相談を担うこととなり、さらにその枠組みを強化するために要保護児童対策地域協議会が法制度化された。しかし、市町村では、地域を基盤とした家族支援のノウハウは、不十分で、公的・非公的な資源を有機的に活用し、地域を基盤とした援助方法も未だに十分とは言えない。また、児童養護施設には、家庭支援専門員、いわゆるファミリーソーシャルワーカーが配置されているが、こちらもノウハウの不足から有効活用がなされているとは言い難い現状にある。

②研究の目的

以上のような現状を受け、本研究班では、従来の児童相談所のみのも主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成や、その後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系を構築し、公的・非公的な資源を最大限活用しながら援助を行う枠組みとして、ニュージーランドで開発され、アメリカ、カナダ、イギリスをはじめとする、数多くの国で採用されているファミリーグループカンファレンスに着目し、日本での児童相談所、区市町村、あるいは養護施設といった援助を行う機関における実践モデルの開発を行う。更に、その有効性を高めるために、援助枠組みに参画する公的・非公的資源の有効性と機能強化について研究を行う。とりわけ平成 18 年度のプロジェクト研究で対応の難しさが指摘された精神保健のニーズを抱えた家族や子どもへの対応と性的虐待については、特に慎重な検討を行う。加えて構築した実践モデルや技法を現場で実践していくための実践ツール、及び教育プログラム等を作成することも目的に加えたい。

③期待される成果

本研究により、虐待の再発や世代間連鎖の防止まで視野に入れ、公的・非公的な資源が有機的に参画する実践モデルが構築されることが期待される。

海外でのファミリーグループカンファレンスの先進事例では、親族や地域コミュニティの参画があるのは共通だが、その実施方法について様々なバリエーションがある。従って、ニューヨークのような都市部で、人間関係が希薄な地域から、ニュージーランドのマオリ族といった、家族が大きく人間関係が濃密で相互の影響力が大きい地域でも適用されている。従って、日本においても、都市、郊外、地方といった地域特性に応じて有効な援助モデルの構築が期待できる。

さらに、作成される実践モデルの適用により、子どもや親だけでなく、親族や地域を巻き込んで家族の援助枠組みを考え、それをソーシャルワーカー（日本では、児童福祉司が該当）と同意する形をとる。そのため、親だけでなく、親族、コミュニティといった非公的な資源のモチベーションが高められ、かつこれまで援助の枠組みに乗りにくかったケースでも、繋がりやすい資源から選択的に参画できることにより、より援助枠組みに乗りやすくなるという成果も期待できる。

加えて、海外の先行研究では、家族再統合の局面での枠組みづくりに6ヶ月、その後の見守りを含めた援助に1年半程度はかかることが報告されているが、親族や地域コミュニティの有効な参画により、家族再統合局面での市町村や児童相談所の負担や児童虐待の再発を減少させる効果が期待でき、虐待の世代間連鎖の解消にも効果を発揮すると考えられる。

また、本研究では、法律、保健、医療、教育等との連携を視野に入れており、要保護児童対策地域協議会等の有効活用についても具体的なノウハウが提示できる。また、援助に乗りにくく、これまでその後の援助枠組みの構築し難さが懸案となってきた精神保健のニーズを持った親や子どもや性的虐待を受けた子どもとその家族への援助ができる援助枠組みの構築が期待できる。

最終的に地域の实情に合わせた家族、親族、コミュニティが参画した実践モデルが作成されると共に、児童相談所、児相養護施設の家庭支援専門員、および市町村の担当者が実践で使用できるモデル、及びツールの開発、加えて教育プログラム及びマルチメディア教材を作成する。

5.この研究に関連する国内・国外における研究状況及びこの研究の特色・独創的な点

親子分離を必要とする家族への対応についてはアセスメントや初期対応を中心に、すでに研究実績がある。しかし、ファミリーグループカンファレンスという国際的に標準化された支援方法を取り入れて我が国への適用を検討したものは皆無である。

家族がサービス決定に参画することは、社会福祉法の理念にも沿うものであり、政策理念の実現に向けた研究成果が期待できる。また、従来、子どもと保護者に分離して、虐待の影響やサービスのあり方を検討することが多かったが、本研究は家族というユニットを対象として進められるものであり、その実践や政策提言はこれからの厚生労働行政に不可欠な観点を含んでいる。

加えて、ファミリーグループカンファレンスは、都市から地方まで国際的に様々な先行事例があり、非行ケースや精神保健ケースにも適用されていることから、本研究成果は汎用性が高いものを産出することが期待される。

さらに、児童相談所、児童家庭支援センター、児童養護施設の家庭支援専門員、市町村の担当者といった幅広い適用が考えられ、また法制化された要保護児童対策地域協議会など、地域の資源を活用した実践モデルの開発と普及が期待でき、厚生労働施策推進のために有効なプロジェクトであると考えられる。

6.申請者がこの研究に関連して現在までに行った研究状況

平成18年度の1年間に関しては、政策科学推進研究・プロジェクト提案型研究として採択され、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の太田和男専門官のご指導のもと、研究計画を検討してきた。その一環として、児童相談所の児童福祉司を対象としたファミリーグループカンファレンス講習会を実施し、また全国の児童福祉司を対象に、家族や地域の参画を得てうまくいった事例の経験とファミリーグループカンファレンスの有効性について、アンケートをとった。講習会のアンケートでは、参考になったとの回答が100%で、中でも88.9%の参加者が「とても参考になった」と回答した。さらに、ファミリーグループカンファレンスの必要性に関しては、「必要である」、および「まあまあ必要である」との回答は100%となっており、意志決定への家族やコミュニティの参画は現場の児童福祉司にも有効と捉えられることが分かっている。

さらに平成17年度までの研究として、日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部では、平成6年度以降3か年計画で子ども虐待・ネグレクトの概念規定（平成6年）、諸外国の定義や概念の紹介（平成6年）、児童相談所の職員（児童福祉司、心理判定員）を対象とするビネット調査（平成7年）等を実施してきた。これらの諸研究で、子ども虐待・ネグレクトの定義や介入のレベル等の基準が整理された。さらに、平成9年度からは、子どもの保護機関である児童相談所がリスクをどう判断するかのアセスメントモデルの作成に従事した。(1)諸外国のアセスメントモデル等の収集と整理、(2)オーストラリアの子ども虐待リスク・マネジメントモデルの翻訳と整理、(3)ブリテッシュコロンビア州（カナダ国）の子ども保護のためのリスクアセスメント・モデルの翻訳と整理を行い、日本版の子ども虐待リスクアセスメント・モデルを作成した。その成果は、厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』（平成12年11月改訂版）に活用された。児童養護施設に関しては、アフターケア（平成9年度）や保護者による強引な子どもの引取要求の実態調査（平成11年度）を行い、虐待ケースの増加に伴う、社会的養護施策強化の論拠とした。近年では、平成13・14年度の厚生科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業により「児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究」を実施し、児童虐待防止制度のあり方についての提言を行った。平成15・16年度の同事業では、「児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットワークのあり方に関する研究」を実施し、一定の緊急性と重篤性を示す家族の特性等について報告書をまとめるとともに、市町村における先駆的取り組みをまとめ、児童相談所と市町村の役割分担のあり方についての提言を行った。さらに、平成16年度からは、日本子ども家庭総合研究所